

## 御為替三井組の御用関係帳簿類について

—寛政四・五年の京・大坂両替店史料を例に—

村  
和  
明

はじめに

一 各種の御為替と帳簿類の記載内容

(一) 大坂御金蔵より江戸御金蔵への御為替送金

(二) 京都町奉行所より大坂御金蔵への御為替送金

(三) 京都町奉行所より江戸御金蔵への御為替送金

(四) 大津御蔵より江戸御金蔵への御為替送金

二 帳簿類の性格と相互の関係

(一) 京両替店の帳簿類

(二) 大坂両替店の帳簿類

おわりに

## はじめに

本稿は、三井文庫が所蔵する両替店史料のうち、御為替御用にかかわる主要な帳簿類について、その基本的な性格、および相互の関係について明らかにしようとするものである。

元禄四年（一六九二）、三井は幕府の大坂御金蔵銀を江戸へ送金する御為替御用をひきうけた。これは三井両替店の御用の中心であり、また経営面でも非常に大きな意義をもち、その後、上方から江戸への送金を中心に、他の御為替送金を次々に請け負ってゆく。これらの御用の概要、経営に占めた役割、および通時的な変化については、『三井事業史』<sup>(1)</sup> および賀川隆行の一連の仕事<sup>(2)</sup>によって、ほぼ明らかにしているといえよう。

しかし、その材料となっている史料については、京・大坂両替店を中心に多様な帳簿が残され、<sup>(3)</sup>利用されているが、おのおのの性格については詳しく明らかにされていない。たとえば、御為替銀の受取高の変遷を検討するため、『三井事業史』本篇では、寛政元年（一七八九）から天保一四年（一八四三）までの大坂御金蔵銀御為替と大津御為替の請負総額について、「御為替銀請払留」<sup>(4)</sup> および「京大坂大津臨時御為替金銀受取方届留」<sup>(5)</sup> によっている。同じ目的で、賀川隆行は、享保期から天明四年（一七八四）までは「御為替銀請払留」と「御為替配分帳」により、天明五年（一七八五）以降については「押切帳」と「御為替留」を用いている。<sup>(6)</sup> これらの研究は長期にわたる変化に主眼があり、賀川が享保期の「御為替銀請払留」および「御為替配分帳」をとりあげて、両者の記載内容の差異を下為替の実態にそくして説明しているのは、おのおのの史料の性格についてはあまり詳しく説明されていない。<sup>(7)</sup> 『三井事業史』資料篇でも、「幕府御金蔵銀御為替の御用」の項を立てているが、個別の帳簿は採っていない。<sup>(8)</sup> 大坂両替店の帳簿組織と記帳技術について

は、西川登の緻密な仕事があるが、本報告の対象となる御為替御用関係の帳簿類については直接分析されていない。<sup>(8)</sup>

これらの史料は、たとえば幕府やその地方部局の財政研究など、多彩な使用にたえる豊富な内容を有していると思われるが、種類と分量が多く、記載方法も簡潔であって、その情報を利用することはあまりやさしくない。本稿では、多種多様にのこる御為替御用にかんする帳面類の記載内容を検討し、おのおの性格および相互の関係を明らかにして、これらの史料を利用する便に供したい。三井両替店が残した膨大な記録類の体系について、筆者なりに理解の手がかりを得ようとする、ささやかな試みでもある。

具体的な方法であるが、現存するすべての帳簿の内容を全時代にわたり微細に検討することは困難であるので、本稿では期間を区切って、御為替をもっぱら記録する各種の帳簿にみえる記事を、悉皆的・横断的に比較検討する方法をとることにした。対象期間は、主として京両替店・大坂両替店の関係帳簿がある程度揃っていることから、寛政四年（一七九二）・翌五年の二年間とした。<sup>(10)</sup>

以下、まず第一章では、主要な送金の場合において、各帳簿の実際の記事を引用しながら、各帳簿の記載形式、および文書処理の流れについて検討する。これを踏まえて第二章では、帳簿ごとに、どのような御為替送金を記載するかを整理し、帳簿ごとの性格と相互の関係を明らかにする。

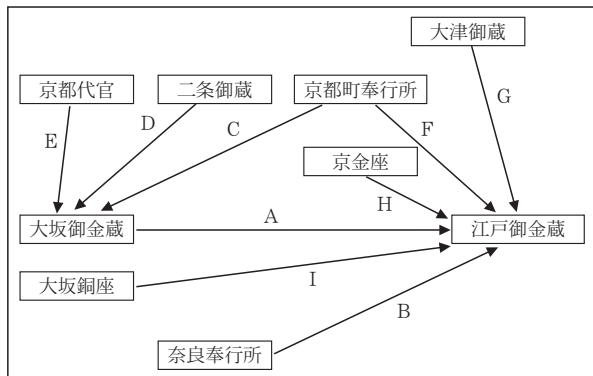
なお、本稿で参照する帳簿類は、互いに似たような名称をもっていて紛らわしいので、おのおの（イ）～（ル）の記号をあたえ、この記号をつけて呼ぶことにしたい。一覧を第1表に示したので、随時参照していただきたい。あわせて同じシリーズとみられるものの所蔵番号も記したが、帳面の性格や記載形式が大きく変化していることもあるので、参考までにみていただきたい。これらの史料群は、同時代の両店における保管ルール上では、（ヌ）（ル）をのぞき、基本的に永久保存とされていたものである。<sup>(11)</sup>

第1表 本稿であつかう主な帳簿

本稿で使用する史料		同シリーズの現存状況
京	イ 押切帳 十一番 (続2772)	天明4(1784)～明治9(1876) 8冊(続2771～2777乙)
	ロ 御為替留 壹 (続2768)	寛政4(1792)～慶応3(1867) 5冊(別1694、続2768～2770)
	ハ 江戸大坂御金蔵御請納御証文留 三(別1061)	天明5(1785)～慶応3(1867) [闕多] 7冊(別1060～別1065、別1085)
	ニ 京大坂大津臨時御為替金銀受取方 届留 四(本227)	安永9(1780)～天保14(1843) 3冊(本227～229)
大	ホ 御為替金銀割方控 (追1571)	安永9(1780)～安政3(1856) 4冊(別211、別433・434、追1571)
	ヘ 為御為替金銀請払之留 (別1721)	元禄8(1695)～慶応3(1867) [闕有] 4冊(本230・231、別1222、別1721)
	ト 御為替配分帳 (別1715)	享保11(1726)～慶応3(1867) 17冊(別1154～1156、別1161、別1174、別1250、 別1261、別1697、別1700、別1712～1719)
	チ 京都御為替銘書帳 (別1728)	安永2(1773)～慶応2(1866) 3冊(別1258、別1662、別1728)
坂	リ 御証文控帳 (別1251)	元文元(1736)～慶応元(1865) 14冊(本528、別1162、別1251、別1638、別1725・ 1726、(以下「御納札控帳」)別1145、別1148・ 1147、別1223、別1227、別1249、別1254、別1260)
	ヌ 京都并南都御為替金銀上納書抜 (別2246-14、15)	安永6(1777)～寛政5(1793) [闕多] 12冊(別2246-4～15)
	ル 二条大津御米御払代銀上納書抜 (別2246-30、31)	安永4(1775)～寛政5(1793) [闕多] 16冊(別2246-16～31)

注) シリーズの史料番号は、年代順ではなく番号順で記した。細目は当文庫の目録で確認されたい。

また、御為替三井組がになった各種の御為替送金については、ふつう史料用語どおり「大坂御為替」「京都御為替」などと呼び分けるが、本稿ではやはり分かりやすさを考え、寛政四・五年に確認さ



第1図 本稿であつかう御為替送金の流れ

れた種類について(A)～(I)の記号をあてた<sup>(12)</sup>。これを第1図に示す。帳簿との関係を検討した結果、適切と思われたので、送金元・送金先によって区別してある<sup>(13)</sup>。

- (1) 『三井事業史』本篇第一巻(三井文庫 一九八〇年)第一章第四節、第五章第七節。
- (2) 賀川隆行「三井両替店の経営と蓄積」(『三井文庫論叢』八 一九七四年)、同「幕末・維新期の御為替三井組」(『三井文庫論叢』一三 一九七九年)、同「三井両替店の御為替銀裁許と家屋敷」(同 一四 一九八〇年)、同『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館 一九八五年)第二章第一節、同「文久・慶応期の御為替三井組」(同三〇 一九九六年、のち同『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局 二〇〇二年所収)。江戸幕府の御為替御用については他に多数蓄積があるが、本稿の検討内容に直接かわらないものについては割愛する。
- (3) 『三井文庫所蔵史料 主要帳簿目録(京両替店作成分)』(三井文庫 一九九六年)、同大坂両替店作成分、一九九八年。
- (4) 以下、三井文庫所蔵の御為替御用関連帳簿については、第1表を参照されたい。なお、三井組作成とされる史料と、店作成とされる史料があるが、厳密な使い分けはされていない。
- (5) 『三井事業史』本篇第一巻、四七三～四七八頁。賀川前掲著、三八～五二頁。
- (6) 賀川前掲著、三七頁。なお後者は本稿でみるものとは異なるシリーズである。
- (7) 『三井事業史』資料篇一(三井文庫 一九七三年)四三一～五四一頁。寛政四年(一七九二)に京両替店が江戸両替店から取り寄せて写した、御用引き受けの経緯を示す史料、および御用全体にかんする年表形式の編纂史料を採っている。
- (8) 西川登『三井家勘定管見』(白桃書房 一九九三年)第五章。主な検討対象は「決算報告書」「日常的な会計記録計算簿」(同著、三〇四頁)である。
- (9) 江戸両替店には、御為替御用関係の史料があまり残っていない。
- (10) 御為替金銀をうけとった日付(渡)と、指定の地で上納した日付があるが、どちらかがこの二年間に入っていれば、

検討に含めることとした。

(11) 大坂両替店における保存指定と管理状況を示す「古帳面録」(別一三二一)をみると、(ト)・(チ)・(リ)の三種は「永代物」、(ヘ)が「先永代物」(とりあえず永久保存とするもの)に分類されている。(ホ)も載るが分類は記されず(巻頭の目録になく、通し番号もあたえられていない)、(ヌ)・(ル)については記載もされていない。京両替店については、永久保存とされた史料を記載する「天明二年寅七月永除諸帳面控」(追五八〇)に、(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)が全てみえる。なお両店における史料の保存指定と管理については、「第三回史料展示会目録」(三井文庫 一九八〇年)の「解説」、および大谷明史「三井両替店の帳簿とその管理方式」(日本経営史研究所『経営と歴史』第八号 一九八四年。のち『企業と史料』創刊号 一九八六年に再録)を参照。

(12) 前掲注(2)であげられる御為替御用のうち、二条御蔵米払代銀御為替、人參代御為替については、今回検討した範囲ではみられなかった。

(13) 本稿に登場する幕府の蔵については、飯島千秋『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館 二〇〇四年)第二篇を参照。

## 一 各種の御為替と帳簿類の記載内容

おのおのの帳簿は、御為替御用の流れにおける異なった段階を記録しており、当然記載の形式も異なっている。しかし金額や請取(「渡」)日・上納日などから、異なる帳簿間であっても、どの案件が同一であるかを判断することはそれほど難しくない。本稿の執筆に際しては、まず関連すると目される帳簿について、寛政四年(一七九二)・翌五年分について悉皆的にデータをとった。これをもとに、帳簿群と各種の御為替の関係を整理したのが第2表である。京両替店の記録で、一つの史料内に複数の項目を立てて別系統の御為替を記録するものがあり、これについては項目を丸番号で

第2表 御為替の種類と帳簿の記載

		帳簿												備考	
		京両替店					大坂両替店								
		イ・ロ		ハ			ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ		ル
		①	②	①	②	③									
御 為 替	A	●	-	-	-	-	●	●	●	●	-	●	-	-	75件。
	B	●	-	-	-	-	●	-	-	●	-	●	●	-	2件のみ。1件は(リ)になし。
	C	-	●	●	-	●	-	-	-	-	●	●	-	-	14件。2件は(リ)になし。
	D	-	●	-	-	●	-	-	-	-	●	●	-	-	2件のみ。
	E	-	●	-	-	●	●	-	-	-	●	●	-	-	2件のみ。1件のみ(ニ)にもあり。
	F	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	●	-	14件。
	G	●	-	-	●	-	●	-	-	-	-	-	-	●	18件。
	H	●	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	1件のみ。
	I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	1件のみ。

注1 イ〜ルが指す史料については第1表、A〜Iが指す御為替については第1図を参照のこと。

注2 (イ)・(ロ)の項目は、①御為替、②大坂納御為替。(ハ)の項目は、①諸冥加金銀御為替方、②大津御米代御為替方、③諸方付込。

表してある(以下、論述中でも用いる)。備考欄に件数を記した。(C)がやや多いが、全体としては江戸御金蔵宛が多く、特に大坂御金蔵からの送金が過半を占めている。

以下では、件数の多い(A)(C)(F)(G)について、おのおの一件の御為替送金をとりあげて、実際に各種の帳簿の記事を検討してゆく。この四種をみることで、本稿であつかう帳簿の形式を一通り検討することができる。

### (一) 大坂御金蔵より江戸御金蔵への御為替送金

第1図で(A)として示したもので、ふつう「大坂御為替」と呼称される。ここでは、寛政四年(一七九二)六月一六日渡り、同年九月一八日上納の銀二六貫目の送金を例とする。これは毎月三回みられる恒例の送金で、幕領年貢米代銀を十人組と分担して江戸に送るものである。<sup>(1)</sup>

(イ) 京三井組「押切帳」(続二七七)

一〇〇 銀式拾六貫目  
内小玉銀三貫目

(a)

「済」<sup>(印)</sup>

六月十六日請取〇〇〇<sup>大津</sup>  
九月十八日上納

(b)

大坂御為替 (c)

去亥御年貢銀之内 (d)

拾參貫目割 (e)

〇十人組家賃高相増候ニ付、此度より手前分サ舟<sup>(五百貫)</sup>減ス

(二十四貫目) 七シツ<sup>ノ</sup>、十人組

(五十貫目) ~~ノ~~サシ~~ノ~~、

内小玉銀サ~~ノ~~、<sup>(五貫目)</sup>

(f)

「押切帳」は京両替店の基本帳簿の一つであり、一五括からなる綴葉装のたいへん分厚い帳面である。複数の項目が立てられ、項目別に記載されているが、この記事は冒頭の①「御為替」項にある。複数の印鑑が押されており、実際の業務に際して用いられた基本台帳であるといえる。

記載内容を見ると、まず (a) は金額と貨幣の内訳である。金額の上に「〇」印が二つ押されているが、この意味は明らかではない。<sup>(4)</sup> 続いて (b) が請取日と上納日で、記事はこの日付の順で記載されている。この時期に御為替送金に与えられた猶予は九〇日である。「済」印はすべての項目に押されており、上納が済んだことを示すと思われる。請取日の下にある「〇」印は、同じ日に受取った件数を示す。この場合は三件で、他二件が大津関係であったことを示している。(c) は御為替の分類で、大坂御金蔵から江戸御金蔵への送金を示す。(d) は御為替の名目(史料用語では「銘」)で、この送金が前年の年貢米代銀を送るものであることが示される。(e) は不詳であるが、後にみる大坂の(ト)「御



為替配分帳」にも対応する記載があり、京両替店・大坂両替店での配分額ではないかと思われる。<sup>(5)</sup> (f) は、十人組の請負額と両組の請負合計値である。この記事の場合には注記があつて、十人組の家質高の増額により、恒例の五〇貫目の送金のうち、三井組の担当額が従来の一六貫五〇〇目から二六貫目となったことが記されている。

(二) 京両替店「京大坂大津臨時御為替金銀受取方届留 四」(本二二七)

乍恐以書付奉申上候

一 銀式拾六貫五百目 六月五日請取

一 銀式拾六貫目 同十六日請取 (\* )

一 銀式拾六貫目 同廿三日請取

右御為替銀、於大坂御金藏書面之通奉請取候、仍之御断奉申上候、以上

寛政四年子六月廿七日

三井次郎右衛門 名代  
三井三郎助

深井助九郎

三井元之助

御

五括からなる綴葉装の帳簿で、積み重ねた際に見えるよう下小口に「御為替届 四」とある。

同形式の状の写しが丁表裏に各一通ずつ記されていく形式である。差出は常に御為替三井組の御用名前である三井次郎右衛門・三郎助・元之助のうち一名と他二名の名代、<sup>(6)</sup>宛所は「御」一文字で、月末ごとに一通が記載されており、毎

月、受け取った御為替金銀について幕府に報告する届書の写しとわかる。いま追跡している六月一六日請取の御為替は、二件目に記載されている（\*印）。送金先や上納日、名目については記されない。

(ト) 大坂両替店「御為替配分帳」(別一七一五)

〔改上〕

一 銀式拾六貫目 (a)

(割印) 割拾参貫目 (b)

〔消〕

子六月十六日請取  
同九月十八日上納

(c)

内小玉銀三貫目

去亥御年貢銀之内 (d)

一 銀式拾四貫目 十人組

都合銀五拾貫目

内小玉銀五貫目

(e)

以下は、大坂両替店の記録となる。「御為替配分帳」は縦帳で、裏表紙に「三井次郎右衛門」と、下小口に「寛政二戊 配分」とある。一見してわかるように、(イ)京三井組「押切帳」とほぼ同様の形式をもっている。印がおされ、他の箇所ではしばしば朱筆で注記が書き込まれており、大坂両替店における、御為替御用業務の基本台帳であるといえよう。記載内容は、(a)金額と貨幣のうちわけ、(c)請取日と上納日(記載順はこれに拠る)、(d)名目、(e)十人組の請負額と両組の請負合計値である。「改上」印・「消」印はすべての項目にあり、上納が済んだ意であろう。(b)は明確でないが、他の記事で、「京都引請」と注記される案件には記されないから、大坂両替店と京両替店での配分を示すものかと思われる。前述したように、京都の(イ)「押切帳」にも対応する項目がある。

なお、賀川隆行が享保期について用いた「御為替金銀配分帳」(別一一五七)は、これと異なるシリーズである。

(ホ) 大坂両替店「御為替金銀割方扣」(追一五七二)

子六月十六日渡 (a)

一銀五拾貫目  
内小玉銀五貫目

式拾六貫目

式拾六貫八拾三匁五分

式拾四貫目

式拾三貫九百拾六匁五分

三

十

(b)

ノ

式貫五拾八匁式分八厘式弗

不三

(c)

式貫五拾八匁式分八厘式弗

過十

横帳で、裏表紙には「御為替惣中」とある。為替金を受取った日(a)、受け取り額と三井組・十人組による配分額

(b)が記されており、基本的には三井組・十人組による御為替の配分を記す帳簿であるといえる。

(b)では、他の帳簿にみえる三井組二六貫目・十人組二四貫目という数字を肩書きに、それとは若干異なる金額が記されている。この項目の直前には、(イ)「押切帳」の記事に付記されていた十人組の家賃高の増額と、それに基づく配分比率の変更が記されている。新たな比率は、三井組○・五二二六七、十人組○・四七八三三であり、五〇貫目をこれに従って分割すると、(b)の数字がちょうど算出される。

しかし後掲の幕府への報告書類を含めて他のすべての帳簿では、配分額は三井組二六貫目・十人組二四貫目である。

八三匁五分ずれているが、これを反映する記載項目が(c)である。この帳簿上の直前の御為替(六月五日渡し)では、(c)の額面は一貫九七四匁七分八厘二弗で、本記事の(c)との差がちょうど八三匁五分となる。つまりこの御為替送金で、家質高にもとづく厳密な比率に従えば三井組が二六貫八三匁五分を分担すべきところを、実際には区切りよく二六貫目とし、不足する八三匁五分を(c)に加算しているのである。(c)はこのずれを累計する項目であり、この記事の段階で、本来担うべき額に比して銀二貫五八匁二分八厘二弗、三井組が過少に、十人組が過大に分担してきたことを示している。

なお、前後の記事をみると、この恒例の送金のような既出の額面の御為替については、(b)項には実際の請負額のみ記され、いまみたような家質高にもとづく計算値は示されず、(c)項が加除されるのみとなっている。

(へ) 大坂三井組「為御為替金銀請払之留」(別一七二一)

一 銀貳拾六貫五百目 子正月十六日渡

(一六項目略)

一 銀貳拾六貫五百目 同六月五日渡

一 銀貳拾六貫目 同 十六日渡 (a)

一 銀貳拾六貫目 同 廿三日渡

(二八項目略)

一 銀貳拾六貫目 子十二月十六日渡

一 銀貳百五拾貫目 右 同日渡

一銀貳拾六貫目 同 廿三日渡

金壹万三千貳百七拾貳兩

式朱判四千貳拾三兩壹分

銀千九百拾八貫三百壹匁六分五厘壹毛

右者当子正月十六日と同十二月廿三日迄、大坂於御金藏奉請取候、此段御届申上候、以上 (b)

寛政四年子十二月 三井組名代

(大坂両替店後見)

杉本久次郎

(同支配)

矢野庄次郎

御役所

(集計値同、略)

(下札略)

右者当子正月十六日と同十二月廿三日迄、大坂於御金藏奉請取候、尤下為替取組之内滞銀有之、御願申上、御日限被為仰付被下、則下ヶ札ニ相記置申候、且御定之日限相廻り候分、不残上納相濟申候、尤下為替取組之内、日限来り未相濟不申分も有之候得共、相对を以日限相延せ置申候、已上、 (c)

寛政五年丑四月 三井組名代

杉本久次郎

矢野庄次郎

御役所

七括からなる綴葉装の史料で、裏表紙に「三井組」とある。このような状の写しが続く簿冊である。

まず寛政四年の一年間に大坂御金蔵でうけとった額が列記され (a)、これに二通りの付け書がついている (b・c)。これについてはこの巻の冒頭に、文政期の雛形を用いた凡例があって、同じ帳面を年末に「御月番目安方」へ、翌年四月に「御為替掛り」「東西共」に差出す、とあることから、おそらく東西の大坂町奉行所の異なる部局へ提出した報告書の控えとであるとみられる。<sup>(9)</sup> 記載内容に上納日や名目は含まれず、京両替店でいえば前掲の (二)「京大坂天津臨時御為替金銀受取方届留」に近い形式をもった帳面といえる。この記事の (c) では、東西奉行所の「御為替掛」に提出した方のみに、この御為替送金のために取り組んだ下為替の一部で滞りがあったことなど、若干詳しい報告が記されている。<sup>(10)</sup>

なおこのシリーズについては、享保期のものの性格を賀川隆行が解説しているが、この巻の途中で宝暦末期を境に記載形式が大きく変わっており、この記事は新たな形式で記されている。<sup>(10)</sup>

(リ) 大坂三井組「御証文控帳」(別一二五二)

請取申銀子之事

銀式拾六貫目者

常是包

(a)

銘、配分帳之通

(b)

右者従大坂御金蔵江戸江被差下候為替銀、於大坂当六月十六日渡、三井組上納、仍如件 (c)

寛政四子年九月十八日

(元方御金奉行)  
堀内小膳

印

(同)  
谷田久太郎

印

齋田直四郎  
齋田直四郎  
諏訪市郎左衛門  
印

(大坂町奉行)  
松平石見守殿  
(同)  
坂部能登守殿  
(大坂金奉行)  
春田半十郎殿  
(同)  
酒井与左衛門殿  
(大番士)  
羽太織部殿  
(同)  
伴吉五郎殿

「御証文控帳」は豎帳で、下小口に「天明四辰年 御証文控牒」<sup>(ママ)</sup>とある。ここに掲げたような状をひたすら写したものである。この場合、江戸の元方金奉行から、大坂町奉行・大坂金奉行・大番士各一名<sup>(1)</sup>へ宛てた、御為替送金の請取証明である。彼らは江戸御金蔵・大坂御金蔵の出納の責任者である。(a)は額および貨幣である。(b)は、本来の請取状には名目(「銘」)が記されている箇所、「配分帳」すなわち(ト)に譲ってこの帳簿では省略されている。(c)が本文で、六月一六日に三井組に渡った大坂御金蔵から江戸への御為替銀を、三井組が上納したことを証している。

この場合の御為替御用は、江戸両替店が江戸御金蔵へ銀を納入してこの請取証(納札)をとり、これを大坂両替店へ送り、在坂の幕府役人に提出、渡りの際に提出した預り手形<sup>(2)</sup>を回収することで完結したと思われる。いっぽう幕府側、たとえば大坂町奉行所では、この請取状と、(へ)に写された請取の一覧を照合することで、御用の完遂を確認できることになる。

(二) 京都町奉行所より大坂御金蔵への御為替送金

第1図で(C)として示したもので、ふつう「京都御為替」と呼称される。寛政五年(一七九三)四月一日渡り・同年六月三日上納の、銀一貫五匁二分二厘一毛の送金を例としてとりあげる。

(ロ) 京三井組「御為替留 壹」(統二七六八)

<sup>(割印)</sup>  
「高」

一 銀拾壹貫五匁式分式厘壹毛

(a)

<sup>(印)</sup>  
「済」「消」

丑四月朔日請取  
同六月廿三日上納

(b)

去子年正月と十二月迄、京廻御土居藪竹笹枝筆皮風折木下刈枝柴等御払代銀并藪地年貢米代銀 (c)

この史料は九括からなる綴葉装の帳簿で、裏表紙に「三井三郎助」とある。①「御為替」・②「大坂納御為替」の二つの項目に分けて記載されている。形態や記載形式は(イ)「押切帳」と同様であり、(イ)「押切帳」の二項を独立させ、新たな帳簿としたものである。<sup>(13)</sup>冒頭に「寛政四年八月より」とあって、実際の収録項目と見比べるとこれは渡りの日付を示しており、筆録者の意識としてはこの帳簿は渡りの記録であるといえよう。恐らく渡りの段階で項目が立てられ、後に上納の日付が加筆されたのであろう。やはり各種の印鑑が押しであり、御用の実務に用いた基本台帳である。この項目は、②「大坂納御為替」項に載っている。

(a) で金額と貨幣、(b) で請取日と上納日、(c) で名目が示される。(A) と異なり、三井組が単独で担うので十人組との配分は記されず、また「割」表記もない。○印が押されないことも、①「御為替」項とは異なっている。「済」印は全ての項目に押しであり、上納が終わったことを示すであろう。割印「高」と「消」印はセットで押されているが、その意味するところは明らかでない。



(八) 京三井組「江戸大坂御金蔵御請納御証文留 三」(別一〇六一)

請取申銀子之事

合銀拾壹貫五匁式分式厘壹毛者

常是包

(a)

内小玉銀壹貫百六分

去年正月b十一月迄、京廻御土居藪竹笹枝筆皮風折木下刈枝柴等御払代銀并藪地年貢米代銀 (b)

右者從京都町奉行所大坂御金蔵へ被差下候為替銀 (c)、於京都当四月朔日渡 (d)、八十日限之積を以三井組上

納 (e)、仍如件

寛政五癸丑年六月廿三日

(大番上)  
海野新左衛門 印

(同)  
中嶋宇右衛門 印

(大坂金奉行)  
須藤象次郎 印

参府ニ付無印形

(同)  
春田半十郎

(大坂町奉行)  
坂部能登守 印

(同)  
松平石見守 印

(京都町奉行)  
菅沼下野守殿

「江戸大坂御金蔵御請納御証文留」は横帳で、背表紙に「三井」とある。内容は①「諸冥加金銀御為替方」・②「大津御米代御為替方」・③「諸方付込」の三項目からなっている。この記事は、③「諸方付込」項に載せられている。

(A) でみた(リ)「御証文控帳」とよく似た記載形式をもち、この場合には大坂町奉行・大坂金奉行・大番士各二名から京都町奉行へ宛てた納札(請取証明)が写されている。(a)で金額と貨幣、(b)で名目が付記され、本文では(c)で送金ルート、(d)で渡りの場所・日付が示され、(e)で期限内に三井組から御為替銀をうけとったことを証している。

(チ) 大坂三井組「京都御為替銘書帳」(別一七二八)

一 銀拾毫貫五匁式分式厘毫毛 (a) 丑四月朔日請取  
内小玉銀毫貫百目六分 同六月廿三日上納 (b)

去子年正月あ十二月迄、京廻御土居藪竹笹枝筆皮風折木下刈枝柴等御払代銀并藪地年貢米代銀 (c)

(朱書)  
「菅沼下野守様宛」 (d)

縦帳であり、裏表紙に「三井店」と、下小口に「京都御為替銘書」と記されている。<sup>(15)</sup>

記載形式は、(ト)「御為替配分帳」に近く、(a)で金額と貨幣、(b)で請取日と上納日、(c)で名目が示される。朱書される(d)は、(ハ)(リ)に写されるこの御為替送金の請取証明書(納札)の宛所を示している。大坂両替店が大坂御金蔵に納金し、請取証明をとってここに注記するのである。特に印鑑の類は押されていないが、たびたび朱書で文書処理上の注記などが加えられており、基本台帳とみてよいであろう。

(リ) 大坂三井組「御証文控帳」(別一二五二)

請取申銀子之事

合銀拾壹ノ五匁式分式厘壹毛者 常是包

内小玉銀壹ノ百目六分

銘、銘書帳之通

右者從京都町奉行所大坂御金蔵へ被差下候為替銀、於京都当四月朔日渡、三井組上納、仍如件

寛政五癸丑年六月廿三日

(大番上) 海野新左衛門 印

(同) 中嶋宇右衛門 印

(大坂金奉行) 須藤久米次郎 印

(同) 春田半十郎 印

(大坂町奉行) 坂部能登守

(同) 松平石見守

(京都町奉行) 菅沼下野守殿

唯一、(A)と重複する史料となる。記載形式は前述したとおりで、「銘」つまり御為替の名目については「銘書帳」すなわち(チ)に譲るとの記述になっている。

京両替店の（ハ）「江戸大坂御金蔵御納御証文留」が載せる帳面と同じ文書を写したとみられるが、文中に日限がなく、また差出の印の有無に違いがある。幕府の大坂役人が両店に異なる請取を出すとは考えられないので、これはいずれかの写し間違いと思われるが、この（リ）は全体に文字が粗く、また後述するように脱落と思われる項目もみられるので、（ハ）が正文に近いであろう。

（三） 京都町奉行所より江戸御金蔵への御為替送金

第1図で（F）として示したものである。ここでは、寛政四年（一七九二）五月二四日渡り・同年八月二六日上納の銀二二貫一九四匁四分五厘の御為替送金をとりあげる。

（イ） 京三井組「押切帳」（続二七七二）

一〇〇 銀貳拾貳貫百九拾四匁四分五厘 (a) <sup>〔印〕</sup> 丑五月廿四日請取〇〇 <sub>〇〇</sub> 定式  
〔済〕 同八月廿六日上納

是者山城・大和・近江・丹波四ヶ国之内、水車・人力油稼并中買之もの共、去亥年冥加銀 (b) (c)

（A）でみたのと同じ帳簿であり、この記事は①「御為替」項に載せられている。（a）で金額が、（b）で請取日と上納日が示される。請取日の下に〇印が二つあって一方に「定式」と注記されており、同じ日にこの御為替銀と、恒例の年貢米払代銀送金（1）でみた種類の御為替（A）の二口をうけとったことがわかる。（A）は大坂御金蔵からの送金で、これは京都町奉行所からの送金であるから、この〇印による件数表記は、必ずしも同じ役所からの送金を意味しないことがわかる。

(ハ) 京三井組「江戸大坂御金蔵御請納御証文留 三」(別一〇六一)

請取申銀子之事

銀式拾貳貫百九拾四匁四分五厘者 常是包 (a)

山城・大和・近江・丹波四ヶ国之内、水車・人力油稼并仲買之者共、去多年冥加銀 (b)

右者为替銀於京都当五月廿四日渡 (c)、三井組上納 (d)、仍如件

寛政四子年八月廿六日

(元方金奉行)  
堀内小膳 印

(同)  
谷田久太郎 印

(同)  
齋田直四郎 印

(同)  
諏訪市郎左衛門 印

(京都町奉行)  
菅沼下野守殿

(同)  
三浦伊勢守殿

(C) でみたのと同じ帳面で、この記事もやはり③「諸方付込」項にある。この場合は、江戸の元方金奉行から京都町奉行へ宛てた納札（請取証明）である。

(a) で金額と貨幣、(b) で名目が付記され、本文では(c)で渡りの場所・日付が示され、(d)で三井組から御為替銀をうけとったことを証している。

(ヌ) 大坂三井組「京都并南都御為替金銀上納書抜」(別三二四六一―四)

覚

(五項目略)

京都御為替 (a)

子五月廿四日渡・同八月廿六日上納

(b)

一銀式拾貳貫百九拾四匁四分五厘

三井組

(c)

山城・大和・近江・丹波四ヶ国之内、水車・人力油稼并中買之者共、去亥年冥加銀

(d)

代金三百八拾兩・銀拾三匁八分五厘

(e)

内式朱判百九拾兩

(二項目略)

右之通、京都并南都御為替金銀、去子年中上納高ニ御座候、已上

丑

御為替

十月

兩組

「京都并南都御為替金銀上納書抜」は薄い豎帳であったとみられ、一年一冊作られているが、現存している年は多くない。紙背に同じシリーズの古いものが用いられているようなので、一時的に作成されるが、本来はそれほど長期間保存されるものではなかったとみられる。このルートの御為替送金について、大坂両替店に残された帳簿はこの(ヌ)のみである。

(a) に分類 (表題どおり、他に「南都御為替」がある)、(b) に請取日・上納日、(c) 大坂での請取銀高・貨幣と

担当の組、(d)に名目、(e)に江戸での上納金高と貨幣が示され、御為替送金に関する情報がひととおり記される。宛所はないが、幕府への報告書類の控えであることは間違いない、おそらくは大坂町奉行所へ、年一回まとめて簡単な報告をしたもので、年表記がないことは原文書が一時的な書類であることを示しているであろう。

(四) 大津御蔵より江戸御金蔵への御為替送金

第1図で(G)として示したもので、ふつう「大津御為替」と呼ばれる<sup>(1)</sup>。例として、寛政四年(一七九二)閏二月三日渡・同年五月六日上納の銀八五貫五二匁八分六厘の送金をとりあげる。これは土浦藩主土屋英直の近江領が寛政二年一月に上知となり<sup>(2)</sup>、この年分の年貢米について、代銀を大津御蔵から江戸へ送付したものである。

(イ) 京三井組「押切帳」(続一七七二)

<sup>(割印)</sup>  
[高] 一〇銀八拾五貫五拾式匁八分六厘

大津御為替

右者土屋但馬守村替上知江州去々戌年米請取置分御払代銀

<sup>(印)</sup> [消] 〇〇  
<sup>(印)</sup> [濟] 〇〇  
大津 定式  
閏二月三日  
右同日請取  
五月六日  
右同日上納

(A)(F)でみたものと同じ帳簿であり、この送金の場合にも、これが基本台帳となっている。この記事は①「御為替」項に載る。請取日の下には〇が三つあり、同じ日に同じく大津御蔵からの御為替、および定式の御為替(A)と同じ性格の送金)の二口をも受け取ったことが示されている。

(二) 京両替店「京大坂大津臨時御為替金銀受取方届留」(本二二七)

乍恐以書付奉申上候

一 銀貳拾貳貫九百八拾貳匁三厘

閏二月三日請取

一 銀八拾五貫五拾貳匁八分六厘

右 同日請取

右者大津御藏御払米代御為替銀、書面之通奉請取候、依之御断奉申上候、以上

寛政四年子壬二月廿七日

(三井次郎右衛門・三井元之助名代深井助九郎、三井三郎助)

右同断

御

(A) でみたのと同じ簿冊であり、月末に請取額をまとめて提出した報告書の控えである。記載形式は、おおむね(A)の場合と同様である。(A) でみたのとやや異なり、本文に名目の説明があるが、二項目まとめてお払い米代銀としており、いま追っている御為替の詳しい説明ではない。

(ハ) 京三井組「江戸大坂御金藏御請納御証文留」(別一〇六一)

覚

一 銀貳拾貳貫九百八拾貳匁三厘者 常是包

一 銀八拾五貫五拾貳匁八分六厘者 同断

右納札貳枚請取、先達而其元(天津代官石原)と大津ニ而清左衛門方江被入置候手形与御引替可有之候、为其仍如件



寛政四子午五月六日

（三井次郎右衛門・三井三郎助・三井元之助）

右同断宛

（大津代官所手代）  
岩間瀧右衛門印

（A）でみたのと同じ帳簿であり、この記事は②「大津御米代御為替方」の項に載せられている。差出の岩間瀧右衛門は、前後の同様の記事に肩書きつきで登場する場合があり、大津代官所の手代とわかる。（ル）でみた大津米蔵の恒例の払米代銀と計二口の納札をうけとったという内容である。納札とは、（A）での（リ）、（C）での（ハ）（リ）に相当する請取証明で、江戸の元方金奉行から大津代官石原に宛てたものである。これと引替えに、渡りの際に大津代官所に提出した預り手形を回収し、一連の手続きが終ることになる。

（ル） 大坂三井組「二条大津御米御払代銀上納書抜」（別三二四六―三〇）

覚

（四項目略）

子閏二月三日渡・同五月六日上納

一銀貳拾貳貫九百八拾貳匁三厘

大津御蔵去々戌年納米御払代銀

代金三百九拾兩貳分・銀拾貳匁八分貳厘

内式朱判百九拾五兩二分

右同断（a）

一銀八拾五貫五拾式匁八分六厘 (b)

土屋但馬守村替上知江州去々戌年米請取置候分御払代銀 (c)

代金千四百四拾五両三分・銀拾三匁八分四厘五毛 (d)

内式朱判七百式拾式両三分

(七項目略)

右之通大津御米御払代銀、去子年中上納高ニ御座候、以上

丑  
十月 御為替  
三井組

「二条大津御米御払代銀上納書抜」は薄い豎帳であったとみられ、史料名と年代比定は原表題によるが、この冊では表紙に「但二条不渡故除キ」とあり、(e)の本文も大津蔵米の払米代銀のみ言及している。同シリーズの次巻は「大津御米御払代銀上納書抜」(別二二四六一三二)となり、表題から二条の文字が消えている。

(F)でみた(ヌ)「京都并南都御為替金銀上納書抜」(別二二四六一一四)と非常に似ており、同様に現存している年は多くなく、一時的な書類であったとみられる。(F)と同様、このルートの御為替送金についても、大坂両替店に残された帳簿はこれのみである。

各項目ごとに、(a)に請取日・上納日、(b)に大坂での請取銀高、(c)に名目、(d)に江戸での上納金高が示され、御為替送金に関する情報がすべて記される。全体の差出は、(ヌ)「京都并南都御為替金銀上納書抜」が「御為替両組」であるのに対して「御為替三井組」であり、このルートの御為替については三井組が一手に引受けていたことが示される。

- (1) 『三井事業史』には、天明八年（一七八八）から月三回・年三五回、一回につき銀五〇貫目で、文化期中期以降は三井組二六貫目・十人組二四貫目で配分したとある（本篇第一巻、四七四頁）。賀川隆行によれば、寛政三年（一七九一）から、すべて年貢銀の内からとなったものである（賀川前掲著、四八頁）。
- (2) 綴葉装（綴帖装、列帖装、大和綴）は、料紙を複数一括して二つに折り（折、括などと呼ぶ）、これをいくつも重ねて綴じる装丁。近世の商家では、まず豎帳・横帳と同様に料紙を一枚ずつ二つ折りにした上で、綴葉装のように綴じ、さらに書背中央に持ち運び用の紐をつける袋帳綴（大福帳仕立、判取帳）がひろく用いられたという（藤井隆『日本古典書誌学総説』和泉書院 一九九一年 六三三頁）。これは分厚い簿冊も頑丈に装丁できるためであろう。本稿でみる史料では、(イ)（ロ）（ニ）（ヘ）が、分厚い料紙をつかった綴葉装である。(イ)（ロ）はさらに持ち運び用の紐もつき、藤井がいう袋帳綴の特徴をあわせもつ。書誌学的な特徴でいえば、(ヌ)（ル）をのぞく全ての簿冊で、表紙・裏表紙に補強材を入れている点も注目される。
- (3) 天にちかい前小口に紙を貼り、項目名を記してある。本巻（統二七七二）は冒頭を欠いているが、前の巻からみて最初の項目は「御為替」。以下、「大坂納御為替」「当座 四」「元方」「本店引当」「預金銀」「江戸為替」「大坂為替」「牧野様月割引当」「大坂為替」「当座」と続く。同じ項目が何度もみえるのは、次の項目の前まで書き尽くすと、後ろに新たな括を追加して書き継いだためであり、いったん綴葉装の帳面をつくり、項目名もつけた上で筆録をはじめたことがわかる。従って項目によっては白紙も多い。なお、次の巻からは「御為替」「大坂納御為替」項がなくなり、これらのみ収める「御為替留」という簿冊が新たにつくられる（後述）。
- (4) 一つの可能性であるが、渡りの際に一つ、上納が済んでから二つ目を押したものかもしれない。
- (5) 三井両替店では、御為替銀を受け取るのは京両替店で、約半分を大坂両替店に割り渡すという建前であった（賀川前掲著、三八頁）。
- (6) なおこのとき、次郎右衛門は南家五代高英、三郎助は伊皿子家四代高年、元之助は室町家五代高郷（高民）である。

(7) たとえば、御為替の名目や請取地の注記に「当地」とあるのを、朱書で「大坂」に訂正している。大坂両替店作成の史料であるが、三井組全体として、あるいは京両替店の立場で記しているといえよう。

(8) 両印の区別は不明である。一つの可能性として、一方は上納の際に押し、一方はある種の監査の際に押されるのかもしれない。なお西川登によれば、「消」印は、同じ大坂両替店の「出入帳」「大福帳」で「過去の結果が消滅する取引」に押される印である（西川前掲著、三〇八頁）。

(9) この巻に載る明和七年（一七七〇）三月付の報告書に、朱書きで注記があって、月番でない東御役所からも提出を求められ、以降は二冊つくり両御役所へ提出することになった、と経緯が記されている。

(10) 変更前の形式は、享保期について賀川隆行がのべている（「はじめに」注（6）参照）。宛所は「御奉行所」であり、賀川によれば勘定奉行所に提出されたものである。宝暦期の大坂御為替の一時的な途絶・復活とかわかって、記載法や手続きに変化があったと思われるが、本稿では詳しく検討することはできない。

(11) 大坂在番から二名が選ばれ、大坂金奉行の仮役を務める例であった（飯島前掲著二五三頁）。なお本稿の範囲で、大坂御金蔵に関する証文では、差出・宛所ともにこの三者がセットで登場する。

(12) 三井が回収したはずだが、どの御為替についてもまとまって現存はしていないようである。（ト）「御為替配分帳」（別一七一五）の冒頭に、寛政二年（一七九〇）の雛形が載っている。差出は御用名前前三名の連印で、文面は、恒例の場合と、二条大津家質引当の場合の二種である。

(13) 連結する（イ）「押切帳」統二七七二をみると、両項ともにまだ白紙の丁がたっぷり残っており、この状態で新たに別に（ロ）「御為替留 巻」を作り始めたことは、帳面を分けたのがかなり積極的な動機に基づくものであったことをうかがわせる。この時期には、御為替御用の記録整備について意識的な動きがあったようである（「はじめに」注（7）参照）。

(14) （イ）「押切帳」の両項に最後に記載される御為替は七月二五日渡り・一〇月二六日上納および七月一二日渡り・一〇月

五日上納、この（ロ）「御為替留 壹」（統二七六八）両項に記載される御為替は八月二日渡り・十一月二六日上納、九月四日渡り・二月五日上納である。

(15) 下小口の表紙がわ四分の一ほどに記されているので、いったん綴じて小口書を記した後、紙を足しながら筆録していったとわかる。

(16) 現在は同じシリーズや（ル）、他の資料と合わせて製本されており、原型は明瞭でない。

(17) 享保七年（一七二二）から三井組が一手に引き受けた『三井事業史』本篇第一卷、四七七頁。

(18) 和泉・近江・美作などの所領を、陸奥・出羽に移された。『寛政重修諸家譜』第二卷（統群書類従完成会 一九六七年）一九二頁。

(19) 現在は同じシリーズや（ヌ）、他の史料と合わせて製本されており、原型は明瞭でない。

## 二 帳簿類の性格と相互の関係

### (一) 京両替店の帳簿類

本章では、前章でみた具体的な記述内容、および第2表に示した記載範囲をふまえて、帳簿ごとにその性格を検討し、相互の関係を考えてゆく。

#### (イ) 「押切帳」・(ロ)「御為替留」

前章で述べたように、(ロ)「御為替留」は、(イ)「押切帳」シリーズから、御為替御用にかんする①「御為替」・②「大坂納御為替」の二項を独立させ、新たな帳簿としたものである。(イ)「押切帳」は、御為替御用以外の情報も多く含んでいるが、本稿であつかう御為替御用にかんする二項目に限ってみれば、ほぼ完全に同じシリーズとみなすことが

できる。

①「御為替」項では、江戸御金蔵への送金を、②「大坂納御為替」ではその名の通り大坂御金蔵への送金を載せる。両項をあわせてみると、(I)をのぞき、今回検討する御為替送金すべてを記載している<sup>(2)</sup>。基本的にはこれらの帳簿のふたつの項目をみれば、御為替三井組がたずさわる御為替送金をほぼ網羅できるようになっている。

ただし前章で具体的にみたように、この両帳簿には送金元・送金先については詳しくは記されない<sup>(3)</sup>。基本的には、確実に上納を済ませたことをチェックしていくための台帳であると思われる。

#### (ハ)「江戸大坂御金蔵御請納証文留」

前章でみたように、御為替金銀を上納した際に、幕府役人からうけとる請取証(納札)を記録するものである。①「諸冥加金銀御為替方」・②「大津御米代御為替方」・③「諸方付込」の三項目からなる。

今回検討する範囲では①「諸冥加金銀御為替方」項には(C)一件のみしかない<sup>(4)</sup>。②「大津御米代御為替方」項には、(G)大津御蔵から江戸御金蔵への送金を載せる。ただし寛政四年八月以降は、(ル)(イ)(ロ)などで確認できるこのルート<sup>(5)</sup>の御為替送金についても、証文が載っていない場合が目立つようになる。

③「諸方付込」項は、もっとも詳細であって、御為替以外にかんする証文もかなり含まれている。本稿であつかう御為替についてみれば、送金元・送金先のどちらかが、京都町奉行・二条蔵奉行・京都代官ら在京幕府役人である送金について載せている(「諸冥加金銀御為替方」項に載る場合を除く)。これは、次にみる(ニ)「京大坂大津臨時御為替金銀受取方届留」とほぼ完全に排他的な関係となる。前掲の(イ)「押切帳」・(ロ)「御為替留」との対応でいえば、(イ)(ロ)の②「大坂納御為替」項が載せる、大坂御金蔵への送金はすべて載る。これに対し、(イ)(ロ)の①「御為替」項が載せる江戸御金蔵への送金については、(F)京都町奉行所からの場合のみを載せる。帳面全体としてみても、江

戸御金蔵への送金は（F）のみしか記載しない。表題のあたえる印象と異なるので、注意が必要である。

（二）「京大坂大津臨時御為替金銀受取方届留」

前章でくわしくみたように、御為替の請取額にかんする月次報告の控えである。受け取った場所（送金元）ごとにとめられているが、同じ月に異なった場所からの請取を報告する場合、日付は同じであるので、受け取った役所に提出したものではなく、まとめて同じ役所、おそらくは京都町奉行所に提出したものである。

基本的には、前の（ハ）「江戸大坂御金蔵御請納御証文留」の③「諸方付込」項と排他的な関係にあって、つまり在京幕府役人がかわらない送金について載せている。

前掲の（イ）「押切帳」・（ロ）「御為替留」との対応でいえば、（イ）（ロ）の②「大坂納御為替」項に該当するものは全く載らない。収録項目はすべて（イ）（ロ）の①「御為替」項が載せる江戸御金蔵への送金であるが、ただし江戸御金蔵への御為替送金であっても、京都町奉行所からの場合（F）は含まれていない。これはおそらく書類の提出先である京都町奉行所で、当然把握しているものであるからである。<sup>6</sup>

ただし一件だけ、在京役人がかわり、かつ江戸御金蔵宛でもない御為替送金が、（ハ）の③「諸方付込」項と重複して載せられている。（E）京都代官小堀縫殿・内藤重三郎から両組を介し大坂御金蔵へ送金された「亥年京都町歩銀諸向御遣方残銀」であるが、（チ）「御為替銘書帳」に特に注記と雛形が記され、また「押切」の処理を誤ったことが（ロ）「御為替留」（続二七六八）に記されるなど、<sup>8</sup>ごく特殊なケースであり、ここでは例外と考えておく。

## (二) 大坂両替店の帳簿類

### (ホ) 「御為替金銀割方控」

この史料および次の(ヘ)「為御為替金銀請払之留」は、(A)大坂御金蔵から江戸御金蔵への送金のみしか記載しない。前節で具体的にみたように、三井組と十人組の配分額を計算し、それを累計する記録である。ただし、(A)とおなじく配分が確認できる(B)奈良奉行所から江戸御金蔵への送金(「南都御為替」)については、記載していない。配分額をみると、三井組と十人組のどちらかが区切りのよい数字となっており、やはり厳密な計算値とはずれていると思われる。この御為替は(ト)「御為替配分帳」において「京都引請」と注記されることから考えると、京両替店が担当するもので、大坂両替店では幕府に簡単な報告(ヌ)を行う必要上、実際の請負額は記録しておくが、細かな貸借については記録しなかったであろう。京両替店の史料で、この帳簿のような累計をした記録があってよさそうであるが、本稿執筆時点ではみいだせていない。<sup>9)</sup>

### (ヘ) 「為御為替金銀請払之留」

前章で具体的にみたように、おそらく大坂町奉行所の異なる二部局へ提出した、請負額にかんする年次報告の控えである。前の(ホ)と同じく、(A)大坂御金蔵から江戸御金蔵への送金のみしか記載しない。同じく幕府への年次報告の控えで、大坂両替店が直接関わらなかった御為替を記載するとみられる(ヌ)(ル)と合わせると、すべて江戸御金蔵への送金に関する記録であって、大坂御金蔵への送金については、このような報告はみいだすことができない。

### (ト) 「御為替配分帳」・(チ) 「京都御為替銘書帳」

前章で具体的にみたように、この二種の帳簿はよく似た形式をもっている。

(ト)は、大坂御金蔵および奈良奉行所から、江戸御金蔵への送金を記載している(A・B)。基本的にすべての項目



に、十人組の配分額と両組の合計値がしるされており、表題にいう配分とは両組の配分を示すものと思われる。<sup>(9)</sup>（チ）は、京都町奉行所・京都代官・二条米蔵から、大坂御金蔵への送金（C・D・E）を記載している。

完全に排他的な関係にあるこの二種の簿冊が、大坂両替店があつかう御為替御用にかんする基本台帳であるということが出来る。

#### （リ）「御証文控帳」

御為替御用以外にもさまざまな幕府役人差出の証文を記載する。御為替御用にかんしてみれば、前掲の（ト）「御為替配分帳」および（チ）「京都御為替銘書帳」が記載する送金を合わせると、ほぼこの史料の項目と一致する。前章で具体的にみたように、前掲の二史料が請取日・上納日・名目などを記す基本台帳であり、こちらは上納を証明する幕府役人の請取手形を控えたものである。第1表にみるように、このシリーズは中途から「御納札控帳」と表題がかわる。

基本的に、大坂御金蔵の入金・出金について記載するが、（B）奈良奉行所から江戸御金蔵への御為替送金を一件載せている。<sup>(10)</sup> 検討した二年間でこのルートの送金は二例で、毎年行われる同様の送金とみられるが、もう一例は記載がない。<sup>(11)</sup> 逆に、前掲（ト）（チ）に載り、記載されるべきと思われるが記事がみえない場合が、（C）京都町奉行所から大坂御金蔵への送金で二件ある。今回検討した簿冊群のなかでは、めだって筆跡が粗く、記述の誤りや脱落を含んでいる可能性もある。

#### （ヌ）「京都并南都御為替金銀上納書抜」・（ル）「二条大津御米御払代銀上納書抜」

（ヌ）は表題どおり、京都町奉行所・奈良奉行所から江戸御金蔵への送金（F・B）を、（ル）は大津御蔵（二条米蔵）から江戸御金蔵への送金（G・D）を記載する。前節で具体的にみたように、この二種は非常によく似ており、ともに大坂両替店が直接には関与しない御為替送金についての、幕府への年次報告であると思われる。差出の月も同じで

あり、おそらく同時に提出されたものであろう。

この二種の帳簿が分けられているのは、差出が(ヌ)は「御為替三井組」、(ル)が「御為替両組」であることから、本来は両組で配分するか否かであったと思われる。しかし今回検討した範囲では、奈良奉行所からの送金(B)については、(ト)「御為替配分帳」に同じ御為替が載り、十人組と配分していることがわかるが、京都町奉行所からの送金(F)については(ト)になく、配分をうかがわせる事実もない。これはおそらく、かつては(F)についても三井組が他の御用商人と配分しており、三井組が一手に引受けるようになった後も、報告書の分け方は踏襲されたままであったことを示すのではないかと思われる。

(1) 第一章注(3)参照。

(2) 第2表に示したように、(一)は(リ)のみにみえ、両店の基本台帳類にも載らず、特殊な例となっている。いちおう

「御為替」の語が用いられているので本稿の検討対象に含めたが、厳密には他の御用に分類されるべき案件かもしれない。  
(3) 「大坂御為替」・「南都御為替」といった簡単な分類と名目は記されるので、御為替御用の種類に通じれば、これらのみで判断することは可能である。

(4) 寛政五年七月二四日渡・同年一〇月一六日上納の、京都町奉行所から大坂御金蔵への御為替銀一四貫五三五匁七分一厘六毛。この項目は名目による立項である。

(5) めだつのは、幕府役人が大坂御金蔵から役金・経費などをうけとった証文である。三井の別の幕府御用である公金請払御用にかかわるものであり、同様の請取証文類は、「京都御証文留帳」とよぶシリーズにも多数載っている。公金請払御用については、賀川前掲著三三〇三七頁参照。

(6) (チ)「京都御為替銘書帳」の冒頭には、「御役所」および「御金方」に提出した、渡りの際の報告書の雛形が載ってい

る。記載内容は、一件の渡りについて報告するもので、そのつど提出されたものであろう。

(7) 朱書で、上納の際に元方金奉行宛の手形を申し受けるべきこと、またこの御為替については去年冬に勘定奉行所から、内藤・小堀方で受取るので両組で担うようにと下知があったことが付記されている。雛形は、両組惣代から「両町奉行」「御金奉行」へ宛て、上納および元方金奉行宛の手形を申請する文書と、その手形の二通がこの項目の直後に掲載されている。本章の(ト)(チ)の項でみたように、江戸御金蔵宛は両組、大坂御金蔵宛は三井組が担うのが通例であり、かなり変わったケースであったといえる。いちおう江戸御金蔵宛であるので(チ)「京都御為替銘書帳」に記載されるが、この簿冊としては例外的に、十人組との配分も記されている。

(8) 朱書で「両組より差出候ニ付、押切無之処、間違ニ而押切致し差出申し候、以来押切致間敷事」とある。

(9) なお今回(B)は寛政四年・五年で各一回あったが(後掲第二章注(11)・(12)参照)、四年には十人組が、五年には三井組が区切りのよい数字であった。このような回数が少ない場合には、専用の帳面で累計はせず、交互に区切りのよい数字とするなどの形で調整して済ませていたのかもしれない。

(10) 寛政四年・五年次の分は現存せず、本稿では詳しく検討できないが、大坂両替店で一年一冊作成されたと思われる「配分帳」とよぶシリーズが存在する。恐らく御為替について、三井組・十人組内での細かい配分額を幕府役人に報告したもので、賀川が享保期について検討した類と思われる。

(11) 寛政四年(一七九二)四月一九日渡し・同七月一八日上納の、三〇年賦取立銀四貫一九〇目九分三厘一毛・貸居銀一貫四〇七匁五分八厘四毛。

(12) 寛政五年(一七九三)六月一七日渡し・九月一八日上納の、三〇年賦取立銀四貫一〇〇目・貸居銀一貫五〇〇目。

## おわりに

以上でみた内容を踏まえて、帳簿群の全体としての理解を、店にそくして整理しておこう。まず基本的な類型を考えると、寛政期の御為替関連の帳簿には、基本台帳、幕府役人の受取証文の控え、幕府への報告書の控え、の三種があったとみられる。

寛政期の京両替店では、御為替三井組が携わる全ての送金を記載する記録が作成され、基本台帳として上納をチェックしていた（イ・ロ）。このほか、在京幕府役人（あるいは京両替店）がかかわる御為替については、請取証文を控えた記録を作っている（ハ）。これに含まれない、在京幕府役人（京両替店）が直接かかわらない御為替については、毎月受け取り場所（送金元）ごとにまとめ、幕府役人、おそらく京都町奉行所に報告していた（ニ）。

大坂両替店には、全てを網羅する記録は存在しない。大坂両替店（在坂幕府役人）がかかわる御為替について、請取証文を控えた記録を作っている（リ）。基本台帳も、この範囲にとどまるもので、十人組と配分する江戸御金蔵への送金と、三井組が単独で請け負う大坂御金蔵への送金で帳面をわけていた（ト、チ）。このうち恒常的に行われる大坂御金蔵から江戸御金蔵への送金については、特に請取額をまとめて幕府の二部局（おそらくいずれも大坂町奉行所）に提出し（ヘ）、また十人組との配分を微細に計算した帳簿をつくっていた（ホ）。

また、大坂両替店（在坂幕府役人）が直接かかわらない御為替については、年末に二種の報告書にまとめ、幕府役人、おそらく大坂町奉行所に報告していた（ヌ・ル）。

御為替の全貌を載せる記録が京両替店のみにあるのは、両替店一巻において本店的機能を果たすのが京両替店である

ことによるであろう。いっぽう、十人組との分担の有無によって分けられた帳簿や、十人組との配分額のずれを細かく累計した帳簿が大坂両替店のみにあるのは、この配分の決定が大坂において行われていたためであろう。

証文の控え類は、しばしばあるべき項目が抜け落ちているように思われる。筆者の理解・探索が不十分である可能性もあるが、これらは原文書を送金元の幕府部局に提出し、渡りの際に提出した預り手形を回収すれば、基本的にはその役目を終えるのであり、控えはやや重要性が低かったとみることでもできよう。

まとめて幕府に提出される類の報告書は、（へ）を除いて、提出先である幕府の部局が直接かかわらず把握しづらい類の御為替について、三井組全体（もしくはさらに十人組とともに）定期的に報告するものであった、と推測される。現存する報告書は、おおむね江戸御金蔵への送金にかんするもののみである。大坂御金蔵への送金にかんする報告書は見当たらないが、本来はこれを直接把握できない江戸の幕府役人に提出するため、江戸両替店で作成されていたかもしれない。

最後に、今後の課題を整理して結びとしたい。

まず、今回検討した二年間については現存していない史料との関係である。江戸両替店の史料や、今回検討したとは異なる「配分帳」のシリーズ<sup>①</sup>などがあげられる。またまって現存していないものについても、本来の手続きや記録の体系を知るためには、その性格と、今回検討した諸帳簿との関係を検討する必要がある。御為替についても、今回扱った二年には登場しなかった御為替も存在している。前後の時期から失われた史料を類推し、また御為替をもっぱら扱わない記録類からも関連情報を拾う必要があるだろう。

続いて、帳簿の記載方式の変化について。今回検討したのは寛政四年（一七九二）・五年における記載方式にすぎず、表題から同じシリーズのように思われる帳簿であっても、記載方式や性格が変化している可能性がある。今回明らかに

したことがらは、寛政期、あるいはそれ以前の段階における御為替三井組の状況<sup>(2)</sup>を反映していると考えべきであるが、二年分のみ検討では、特質にまで踏み込んで論じることができなかった。今後の課題としたい。

(1) 一年に一冊作られ、御為替御用の詳しい分担を報告する内容のようである。本四五五―三、本四五六―二、本四五七―一など。

(2) たとえば三井全体の会計の上でも、この時期は安永持ち分けと寛政一致の間という、やや特殊な時期にあたっている。